



(2020年8月20日)

三井住友信託銀行 年金企画部

令和2年7月豪雨による被災者の皆様および関係者の皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

第13回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について

2020年（令和2年）8月20日（木）、第13回社会保障審議会企業年金・個人年金部会が開催されましたのでご案内申し上げます。同部会では主に、第12回社会保障審議会企業年金・個人年金部会で示された厚生労働省案における各論点について、まず関係団体から説明が行われ、その後、各委員による質疑応答が行われております。

I. 議題

当面の対応のために議論を要する事項として「より公平なDC拠出限度額の設定の検討」等、中期的に議論を重ねていくべき事項として「拠出時・給付時の仕組みの在り方」等に関して、部会委員・オブザーバーとなっていない関係団体からのヒアリングを実施。

II. 関係団体からのヒアリング等について

(1) 各関係団体からの意見発表

今回ヒアリングが行われた関係団体の主な意見・要望については以下のとおりです。（詳細は各団体の提出資料をご参照ください。）

団体名	厚労省案における各論点についての主な意見・要望
全国銀行協会	<p><企業型DCの拠出限度額の水準></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 拠出限度額の撤廃、少なくとも引上げが必要 <p><DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ DB毎の掛金額の実態を反映することで、現行の取扱いよりも拠出額が広がる加入者が生まれる点には賛同 ✓ ただしDCの拠出額が狭まる加入者や拠出できなくなる加入者が生じる懸念があるため、以下の配慮が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・ DB仮想掛金額がDCの拠出限度額を上回る場合にも、DCの拠出が継続可能な仕組みを導入 ・ 上記仕組みが実現しない場合にも、少なくともDCの掛金拠出を行わずに当該企業型DC制度を存続可能な仕組みとする ・ DB仮想掛金額について、簡素で分かりやすい仕組みを導入（例DB仮想掛金額を1万円単位で設定等） <p><個人型DC(iDeCo)の拠出限度額></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 加入者の属性によらない一律の限度額設定

	<p><u>＜第2号被保険者のiDeCo加入時の事業主証明等について＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ iDeCo加入者の転職等に伴う事業主証明の届出が不要となる見直しに賛同 ✓ ただし、対応のためのインフラ整備に係るコストが加入者や事業主等関係者にとって過度な負担とならないよう配慮すべき
<p>日本損害 保険協会</p>	<p><u>＜企業型DCの拠出限度額の水準＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 現行制度の水準(月額5.5万円)で、特段の意見はない <p><u>＜DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業型DCにおいて柔軟な制度設計が可能となるが、DC拠出不可となる加入者には配慮が必要であり、場合によっては、企業型DCの拠出限度額引き上げも併せて検討が必要 ✓ DBの拠出額を把握する仕組みの構築にあたっては、過度な負担とならないよう配慮が必要 <p><u>＜個人型DC(iDeCo)の拠出限度額＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業年金(企業型DC・DB)の加入者の個人型DCの拠出限度額を統一することについては賛成 ✓ 第2号被保険者全体で拠出限度額について、企業型、DBの有無に関わらず月額2.3万円に統一することを希望 ✓ 国民年金第2号被保険者の拠出限度額を引き上げるべき <p><u>＜第2号被保険者のiDeCo加入時の事業主証明等について＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ iDeCoの普及促進のため重要。ただし、実施にあたっては過度な負担がかからないよう配慮が必要 <p><u>＜その他要望事項＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 資格喪失年齢引上げ時の企業型DCの60歳超における引出し要件の緩和 ✓ 企業型DCの申請・届出・報告手続きのペーパーレス化・押印省略化
<p>日本証券業協会 投資信託協会 全国証券取引所 協議会 (連名意見)</p>	<p><u>＜企業型DCの拠出限度額の水準＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業型DC(マッチング拠出)、DB、iDeCoの制度をトータルに考えて、拠出限度額の引き上げを含め、諸施策を検討すべき ✓ マッチング拠出における、事業主拠出範囲までという制限の改善、退職準備世代(50歳代以降)に対する、追加の拠出枠を要望 <p><u>＜DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額＞および＜個人型DC(iDeCo)の拠出限度額＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 厚労省案に賛成。ただし、現行制度への影響がある部分については、経過的な措置など、柔軟な対応が必要 ✓ 企業型DC・DBの掛金に変更となる場合、iDeCoの掛金限度が変更となるため、年1回の掛金額変更の制限の廃止を要望 <p><u>＜第2号被保険者のiDeCo加入時の事業主証明等について＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 厚労省案に賛成。マイナンバー利用も検討すべき <p><u>＜その他要望事項＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業型DC・DB加入者本人へのiDeCo掛金の拠出可能額の通知の仕組みの構築 ✓ 分散投資を促す仕組みとして、指定運用方法の活用 ✓ 加入者等への運用支援の緩和(一定資格を満たす者からの投資アドバイスを可能に) ✓ 老齢給付金の支給期間を(終身を含め)規約に定めた期間とすること ✓ 年金型給付専用商品の採用

(2) 各団体からの意見発表を踏まえた各委員からの主な意見・質疑応答等

【労使合意・経過措置等に関する意見・質疑応答】

- 自助努力の観点だけでなく、「労働条件の確保」の観点でも検討を行う必要がある。DB・DCは企業年金の性格もあるため、退職給付制度の変更に伴う労使の合意は重要であるが、どのように考えるか？
 - ⇒ (関係団体) 現在の DC 掛金から減額が必要となる場合等には、事業主は人事制度の見直しや、労使の合意も必要となる。そのため、相応の時間(例:5年間等)が必要であると考え。この点は引き続き慎重な議論が必要。
 - ⇒ (委員) 今回の厚労省案は、退職給付を由来とする企業年金と、自助努力としての制度、と理念の異なる2つを同じ枠組みで議論する必要があるため悩ましい。
- 全国銀行協会の資料「拠出限度額によらずに DC の拠出が一定額可能な仕組み」とは？
 - ⇒ (全国銀行協会) 仮想掛金額が 5.5 万円を超えた場合に、企業型 DC の掛金額を 0 円として制度が存続できる措置が必要。
 - また、最低掛金額といった考え方もある。具体的には、個人型 DC の限度額である 2 万円や、個人型 DC の最低掛金額の 5 千円等が挙げられる。
 - ⇒ (他委員) 税の公平性の観点で、最低掛金額の導入は難しいのではないか。

【DB 仮想掛金額に関する意見・質疑応答】

- 全国銀行協会資料で DB 仮想掛金額を「1 万円単位」とする案が出ているが？
 - ⇒ (全国銀行協会) 加入者にとって分かりやすさの観点から、仮想掛金の最小単位を大きくすることも有効。
 - ⇒ (他委員) 1 万円単位は仮想掛金変更時の加入者への影響が比較的大きいように思える。
 - ⇒ (別の関係団体) 私案だが 1 千円単位が妥当ではないか。
- DB 仮想掛金額算定についてどのように考えるか？
 - ⇒ (関係団体) 不公平な計算方法とならないよう、また、計算コストが過度に発生しないようにして頂きたい。
- DB 仮想掛金額の計算結果をスピーディに関係者(事業主・加入者等)に連携する必要がある。連携を行うための専用サイト等も必要ではないか。
- 仮想掛金額の計算に関しては、日本年金数理人会が厚労省と検討を行っている最中。

【その他】

- 今回の変更においては、経過措置等の制度的な配慮だけでなく、従業員や企業年金の無い人への iDeCo 拠出可能額の通知といった配慮も必要。
- 全国銀行協会の意見の「少なくとも DC の掛金拠出を行わずに当該企業型 DC 制度を存続可能な仕組みとする。」ことの主旨は何か。
 - ⇒ (全国銀行協会) 制度変更等で DB の仮想掛金額が変動することや、今後の拠出限度額の増額があった場合、DC 限度額が無い時期には投資教育を行わない、限度額がある時期には投資教育を行う等の事態が発生することを懸念しており、事業主における一貫した人事制度の観点で提案している。
- 今回の変更により、DC の拠出限度額が減る加入者など、影響はどの程度に及ぶか。
 - ⇒ (厚労省) 今後調査する。

Ⅲ. 次回について

最後に、次回同部会の日程については、2020年（令和2年）8月26日（水）とすると事務局から報告がありました。次回は、信託協会、生命保険協会、企業年金連絡協議会からヒアリングが行われる予定です。

Ⅳ. 資料等

- 配布資料等
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13048.html
- 2020年7月9日付SuMiTRUST年金ニュース（第12回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について）
https://www.smtb.jp/business/pension/news/pension/pdf/pennews_200709.pdf

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 〔電話番号〕03-5404-3081